

技能職員等の給与に関する訓令

(昭和35年10月7日警察本部訓令第26号)

〔沿革〕平成18年3月警察本部訓令第14号最終改正

警察本部
警察学校
警察署

技能職員等の給与に関する訓令を次のように定める。

技能職員等の給与に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、技能職員等の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 技能職員等の給与については、この訓令に定めるもののほか、技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける職員の例による。

(特殊勤務手当)

第3条 技能職員等が特殊の勤務に従事した場合には、その特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 技能職員等に支給する特殊勤務手当の種類は、刑事作業手当、航海手当及び夜間特殊業務手当とする。

3 前項に規定する手当の支給を受ける者の範囲及び額並びに支給の方法については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の例による。

附則

1 この訓令は、昭和35年10月7日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

2 技能職員等の給与に関する規程(昭和32年岩手県警察本部訓令第7号)は、廃止する。

}

中略

}

附則(平成18年3月23日警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。